

令和5年度

芳賀赤十字病院歯科医師臨床研修プログラム

～ 目次 ～

- 1 病院概要
- 2 プログラム概要
- 3 到達目標
- 4 研修歯科医の指導体制
- 5 修了認定
- 6 指導歯科医、指導者および指導体制の評価
- 7 研修医の処遇について

病院概要

①病院概要

設 立 母 体：日本赤十字社

設立年月日：昭和 24 年 7 月 1 日

所 在 地：栃木県真岡市中郷 271

病 院 長：本多 正徳（放射線科）

病 床 数：364 床（うち感染病床 4 床）

歯科ユニット・チェア数 5 台

②標榜科

内科、脳神経内科、リウマチ科、腎臓内科、呼吸器内科、アレルギー科、消化器内科、循環器内科、血液内科、小児科、外科、小児外科、形成外科、乳腺科、心臓血管外科、消化器外科、整形外科、脳神経外科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、放射線科、麻酔科、救急科、精神科、歯科、歯科口腔外科（全 30 科）

③芳賀赤十字病院 DATA （令和 3 年度実績）

救 急 患 者 総 数 ：7,589 名

救 急 車 搬 送 件 数 ：3,574 件

④歯科患者数等 DATA （令和 3 年度実績）

一日平均入院患者数：3.0 名（延べ数）

一日平均外来患者数：45.9 名（延べ数）

歯科年間入院患者数：1,108 人

歯科年間外来患者数：12,125 人

平 均 在 院 日 数 ：5.9 日

⑤職員数と医師数

総 職 員 数：720 名（令和 4 年 4 月 1 日現在）

常勤医師数：70 名

常勤歯科医師数 3 名

指 導 医 数：歯科臨床指導医講習会修了者 2 名

自治医科大学医学部 臨床教授 1 名

日本口腔外科学会認定 口腔外科指導医 1 名、口腔外科専門医 2 名、

口腔外科認定医 2 名

日本口腔腫瘍学会 口腔がん専門医 1名
日本がん治療認定医機構 がん治療認定医（歯科口腔外科）1名
日本口腔内科学会 専門医1名・指導医1名
日本小児歯科口腔外科学会 指導医 1名
日本口腔インプラント学会 専門医・指導医 1名
日本顎口腔インプラント学会 専門医 1名
日本補綴歯科学会 認定医 1名

⑥施設認定状況

自治医科大学医学部地域臨床教育センター
日本口腔外科学会専門医制度認定関連研修施設
日本がん治療認定医機構認定研修施設
日本口腔科学会研修施設
日本口腔内科学会研修施設
日本小児口腔外科学会認定医制度研修施設

⑦医療機関指定状況等

救急告示病院（二次救急医療機関） 病院群輪番救急病院 災害拠点病院※DMAT 指定病院
地域周産期母子医療センター エイズ診療拠点病院、へき地医療拠点病院 栃木県脳卒中地域拠点医療機関、肝疾患専門医療機関、小児救急拠点病院 D P C 対象病院、地域医療支援病院 栃木県がん治療中核病院 第二種感染症指定医療機関、地域がん診療病院

⑧病院理念

「地域に貢献する病院」

⑨基本方針

- 1.患者中心の医療
- 2.安全で質の高い医療
- 3.赤十字の使命に基づいた社会貢献
- 4.救急医療の充実
- 5.チーム医療の推進
- 6.職員満足度の向上
- 7.健全経営

プログラム概要

①研修プログラムの名称

芳賀赤十字病院歯科医師臨床研修プログラム

②プログラムの特色

芳賀赤十字病院歯科・歯科口腔外科での1年間の研修プログラムである。外来診療・入院診療ともに研修を行う。当院の指導歯科医はすべて主要学会の専門医・指導医であり、全人的歯科医療に対応できる研修により口腔外科専門医・口腔がん専門医・インプラント専門医を目指す研修歯科医にとってはキャリアパスに応じた研修内容である。さらに、口腔領域の外科治療に際しての3Dプリンターやハプティクスデバイスを用いた手術シミュレーション研修が研修プログラムの一環として組み込まれ、安心安全な医療の提供および臨床研究につながる構成となっている。

③臨床研修の目標

当院の基本理念をもとに、地域包括医療において患者中心の全人的歯科医療を理解し、患者・家族の信頼に応じ得る倫理観を身につける。

口腔外科・口腔内科の診療を中心として予防・保存・補綴・摂食機能リハビリテーションまでの地域医療ニーズに応えられる必要な基本的診療能力を身につけ、歯科医師としてのプロフェッショナルリズムを涵養し、生涯教育研修の第一歩とすることを目的とする。

④応募資格

1) 歯科医師国家試験に合格し臨床研修を修了していない者、および2023年3月に歯学部卒業見込者または歯学部既卒者で、第116回歯科医師国家試験を受験する者

2) 歯科医師臨床研修マッチング協議会が行うマッチングに参加登録の者

【研修期間】令和5年4月1日～令和6年3月31日の1年間

【研修歯科医定員】 1名

【募集方法】公募

【選考方法】筆記試験・小論文・面接

【研修施設概要】

単独型臨床研修施設：芳賀赤十字病院

所在地：栃木県真岡市中郷271

【プログラム管理体制】

研修管理・運営

芳賀赤十字病院歯科医師臨床研修管理委員会

病院管理者：院長 本多 正徳

臨床研修管理委員長：歯科口腔外科主任部長 早坂 純一

プログラム責任者：歯科口腔外科主任部長 早坂 純一

事務部門の責任者：事務部長 柳澤 智宏

芳賀赤十字病院 歯科医師 ：作山 葵

歯科医師 ：中野 崇文

放射線科医師：藤田 晃史

歯科技工士 ：金子 啓子

歯科衛生士 ：千野 梨奈

歯科衛生士 ：高野 有香

教育研修推進室 ：館野 弘樹

教育研修推進室 ：高橋 文晴

教育研修推進室 ：鶴見 妃彩

教育研修推進室 ：五十嵐 利充

教育研修推進室 ：渡邊 ロベリン

外部委員：独立行政法人 地域医療機能推進機構 東京鎌田医療センター

歯科口腔外科 顧問、自治医科大学名誉教授：草間幹夫

いけだ歯科医院 院長 池田敦

那須赤十字病院 歯科口腔外科 第一歯科口腔外科部長 伊藤弘人

⑤研修歯科医の研修専念義務

1. 研修歯科医は、本院の歯科臨床研修プログラムに従って研修を受け臨床研修に専念し、その資質の向上を図るように努めなければならない。歯科医師法（第十六条の三の規定）に基づき研修歯科医は臨床研修に専念する義務が課されており、研修期間におけるアルバイト診療を禁止する。
2. 原則として研修期間中に、厚生労働省が定める「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」に準拠した内容の緩和ケア研修会を受講すること。
3. 原則として研修期間中に、院内感染対策講習会および医療安全講習会に各1回参加すること。
4. 修了基準の達成が困難な状況になった場合には、「プログラム責任者」と速やかに連絡を取り、達成状況を確認し合い、履修不足にならないよう相談すること。
5. 歯科医師賠償責任保険は、医療機関において加入し、個人については任意加入とする。

⑥研修歯科医の管理

研修歯科医は病院長の一括管理とし、歯科口腔外科および総務課にて研修歯科医に関する業務を行う。

到達目標

厚生労働省の「歯科医師臨床研修の目標」に沿った本プログラムの到達目標（別紙1）は以下のとおりである。

A. 歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）

1. 社会的使命と公衆衛生への寄与

社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。

2. 利他的な態度

患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともに QOL に配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。

3. 人間性の尊重

患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。

4. 自らを高める姿勢

自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

B. 資質・能力

1. 医学・医療における倫理性

診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。

- ① 人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。
- ② 患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。
- ③ 倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。
- ④ 利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。
- ⑤ 診療、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める。

2. 歯科医療の質と安全の管理

患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。

- ① 医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。
- ② 日常業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。
- ③ 医療事故等の予防と事後の対応を行う。
- ④ 歯科診療の特性を踏まえた院内感染対策について理解し、実践する。
- ⑤ 医療従事者の健康管理（予防接種や針刺し事故への対応を含む。）を理解し、自らの健康管理に努める。

3. 医学知識と問題対応能力

最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学

的根拠に経験を加味して解決を図る。

- ① 頻度の高い疾患について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。
- ② 患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床決断を行う。
- ③ 保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。
- ④ 高度な専門医療を要する場合には適切に連携する。

4.診療技能と患者ケア

臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・意向に配慮した診療を行う。

- ① 患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。
- ② 診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。
- ③ 患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。
- ④ 診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。

5.コミュニケーション能力

患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。

- ① 適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。
- ② 患者や家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する。
- ③ 患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。

6.チーム医療の実践

医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。

- ① 歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る。
- ② 多職種が連携し、チーム医療を提供するにあたり、医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。
- ③ 医療チームにおいて各構成員と情報を共有し、連携を図る。

7.社会における歯科医療の実践

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。

- ① 健康保険を含む保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。
- ② 地域の健康問題やニーズ把握など、公衆衛生活動を理解する。
- ③ 予防医療・保健・健康増進に努める。
- ④ 地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。
- ⑤ 災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する。

8.科学的探究

医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発

展に寄与する。

- ① 医療上の疑問点に対応する能力を身に付ける。
- ② 科学的研究方法を理解し、活用する。
- ③ 臨床研究や治験の意義を理解する。

9.生涯にわたって共に学ぶ姿勢

医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。

- ① 急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。
- ② 同僚、後輩、歯科医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。
- ③ 国内外の政策や医学及び医療の最新動向（薬剤耐性菌等を含む。）を把握する。

C.基本的診療業務

1.基本的診療能力等

(1)基本的診察・検査・診断・診療計画

- ① 患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。
- ② 全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。
- ③ 診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。
- ④ 病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。
- ⑤ 診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。
- ⑥ 必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。

(2) 基本的臨床技能等

- ① 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。
- ② 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。
a.歯の硬組織疾患 b.歯髄疾患 c.歯周病 d.口腔外科疾患 e.歯質と歯の欠損
f.口腔機能の発達不全、口腔機能の低下
- ③ 基本的な応急処置を実践する。
- ④ 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。
- ⑤ 診療に関する記録や文書（診療録、処方せん、歯科技工指示書等）を作成する。
- ⑥ 医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。

(3) 患者管理

- ① 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。
- ② 患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。
- ③ 全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行

う。

- ④ 歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。
- ⑤ 入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践する。

(4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供

- ① 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。
- ② 各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。
- ③ 障害を有する患者への対応を実践する。

2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等

(1) 歯科専門職間の連携

- ① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。
- ② 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。
- ③ 多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。

(2) 多職種連携、地域医療

- ① 地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。
- ② 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。
- ③ がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。
- ④ 歯科専門職が関与する多職種チーム（例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等）について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。
- ⑤ 入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する。

(3) 地域保健

- ① 地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。
- ② 保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。

(4) 歯科医療提供に関連する制度の理解

- ① 医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。
- ② 医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。
- ③ 介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。

研修歯科医の指導体制

指導歯科医の指導監督の下、上級歯科医による屋根瓦方式を基本とする。

①研修歯科医の評価

研修歯科医は研修した症例を、オンライン歯科臨床研修評価システム（DEBUT 2）に記録するとともに歯科臨床研修症例報告書（別紙 2）、プレゼンテーション研修報告書（別紙 3）、研修レポート（別紙 4）を作製し、自己評価を行う。定期的に歯科医師臨床研修委員会において、多面評価による目標達成状況の点検を行う。

②研修期間中の評価

研修期間中の評価は、研修歯科医の知識・態度・技能に価値ある変容をもたらすことを目的とし、形成的評価により行う。評価は指導歯科医及び歯科医師以外の医療職が行う。

評価者は、提出された歯科臨床研修症例報告書（別紙 2）、プレゼンテーション研修報告書（別紙 3）、研修レポート（別紙 4）を基にして、研修歯科医評価票 I、II、III（別紙 5、6、7）を用いて評価を行い、記入後研修管理委員会にて保管する。この評価結果を踏まえた上で、毎月プログラム責任者または研修管理委員会委員が研修歯科医に対して形成的評価を行う。また、プログラム責任者はオンライン歯科臨床研修評価システム DEBUT 2 を用いて研修の進捗状況を把握・評価し、修了基準に不足している部分を研修できるように配慮する。

③研修期間終了後の評価

1 年間の研修期間終了時に、研修委員会が「研修歯科医評価票 I、II、III（別紙 5、6、7）」を基にして作成される「歯科医師臨床研修の目標の達成度判定票（別紙 8）」を用いて、到達目標への達成度を評価する。

修了判定は、プログラム責任者が研修管理委員会に対して研修達成状況を報告し、その報告に基づいて研修管理委員会は研修の修了認定の可否について評価を行う。

④研修歯科医の修了判定評価に関する事項

研修歯科医の修了判定は、下記 1 から 3 の評価に分けて行い、全ての基準が満たされた場合に「修了」と判定する。

1. 研修期間

研修期間は 1 年間とし、休止期間の上限である 45 日（当院において定める休日は含めない）を減じた日数以上の研修を受けていること。

2. 歯科医師臨床研修の到達目標の達成度

研修歯科医評価票 I、II、III（別紙 5、6、7）を基に臨床研修管理委員会が評価する。

(1)評価基準については下記のとおりとする。

未到達：下記のいずれかが含まれる。

- ①プレゼンテーション研修の評価（別紙３）や研修レポートの評価（別紙４）において、C評価やD評価が含まれる。
- ②提出を指示された歯科臨床研修症例報告書に提出されていないものがある。
- ③必要な講義・講習会・研修会等に参加していない。
- ④到達目標レベルがⅡ以下のものがある。

既達：下記の全てが満たされている。

- ①プレゼンテーション研修の評価（別紙３）や研修レポートの評価（別紙４）において、C評価やD評価が含まれない。
- ②提出を指示された歯科臨床研修症例報告書が全て提出されている。
- ③必要な講義・講習会・研修会等に参加している。
- ④到達目標レベルが全てⅢ以上である。

3. 研修歯科医としての適性

安心・安全な医療の提供ができ、法令・規則が遵守できること。

5

修了認定

研修歯科医評価表Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ（別紙５、６、７）の評価結果を基に、プログラム責任者が情報を取りまとめ歯科医師臨床研修の目標の達成度判定票（別紙８）を作成し、研修管理委員会に報告する。研修管理委員会での議を経て病院長が認定し、研修修了証を授与する。１年間の臨床研修期間内に修了の認定を受けられなかった者は、研修管理委員会での理由の正当性に関して審議を受けることができ、正当性が認められた場合、研修管理委員会が定める方法で救済を受けることができる。

6

指導歯科医、指導者および指導体制の評価

研修修了後、研修歯科医は指導歯科医・指導者・指導体制に対する評価票を研修管理委員会に提出して報告する。研修管理委員会はプログラム責任者に内容の報告を行う。プログラム責任者はその結果を研修管理委員会に諮り、研修システムの改善を目的に、フィードバックを行う。

研修医の処遇について

身分：研修歯科医（常勤嘱託職員）

研修手当：1年次 320,000 円/月（税込み）

賞与：1年次 320,000 円/年（税込み）

勤務時間：平日 午前 8 時 30 分～午後 4 時 51 分まで（休憩 60 分）

土曜日（第1・3のみ） 午前 8 時 30 分～午後 0 時 30 分まで

時間外：無 ただし、指導歯科医が、研修上必要と認めた場合手当あり

宿舎：無 ただし、借家手当あり（上限 28,500 円）

休日：日曜、祝祭日、第 2・第 4・第 5 土曜日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、創立記念日（7 月 1 日）

有給休暇：24 日

特別休暇（夏期休暇・忌引き等）：有（正規職員に準ずる）

社会保険等：健康保険・雇用保険・厚生年金・年金基金等加入

労働者災害補償保険法の適用：有

歯科医師賠償責任 病院自体の加入：有、個人加入：任意

健康管理：健康診断は正規職員と同様

メンタルサポート体制有

研修歯科医室：有

学会、研究会への参加：可

参加旅費支給：有

その他：アルバイトは一切認めない。

【資料請求先】

〒321-4308 栃木県真岡市中郷 271

芳賀赤十字病院 人事課

TEL：0285-82-2195 FAX：0285-84-3332

E-MAIL：jinji@haga.jrc.or.jp